

令和7年度
高速道路点検診断資格

受講・受験案内書
【資格試験申込案内】

【受講・受験の申込について】

1. 受講・受験案内書は、最後までよく読んでいただき、記載されている内容に同意した上で、申込をしてください。
2. 申込された場合は、受講・受験案内書に記載された全ての事項に同意したものとみなします。

令和7年5月

高速道路点検診断資格 受講・受験案内書の変更概要

1. 高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除

《受講・受験案内書参照 P8》

2－2. 受験する資格、保有資格及び対象者

令和6年度の高速道路点検士資格試験において、択一式試験と実技試験ともに合格し記述式試験のみが不合格だった場合、令和7年度に限り申込時に免除申請をすれば、記述式試験の「必須」「選択」の不合格科目のみを受験することができます。

2. 試験免除者は、札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の7会場で受験可能

《受講・受験案内書参照 P9》

2－3. 資格試験の開催日と会場

3. ウェブ講習会受講の注意

《受講・受験案内書参照 P24》

2－9－2. ウェブ講習会受講の注意点 (4)文中

講習コマの判定は原則として、講習コマ受講後1時間程度で判定されますが、正しく受講していないなど状況によっては、「判定中」の状態が継続し、「視聴済」もしくは「未視聴」の判定が翌営業日以降になる場合があります。

このため、講習会の期間終了間際に受講した場合、期間内に判定されないまま終了する可能性があります。

開催期間終了後に「未視聴」の判定が出た場合は、「未視聴」が含まれる講習科目を必要とする資格試験は採点対象となりませんので、早めの受講をお願いします。

なお、判定は、受講する度に行いますので、「判定中」が継続していても、再度正しく受講したと認められた場合は「視聴済」に変更されます。

お急ぎの場合は、再度受講することをお勧めします。

申込から資格者証発送までの流れ(団体申込・個人申込)

※団体で申込をする場合は、申込担当者をとおして手続を行ってください。

No.	内 容	
1	資格試験の申込受付期間	(ウェブ申込) 令和7年5月30日(金)10時～6月19日(木)17時 ※ウェブ申込だけでは申込完了となりません。経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)はウェブ申込時にアップロードしていただきますが、<u>経歴を証明する書類(代表者印あり)として郵送も必要となります。</u> <u>ウェブ申込又は(様式-1)の郵送のいずれか一方だけを行った場合、申込の受理はできませんのでご注意ください。</u> (経歴証明及び専門分野申告書の郵送書類)…簡易書留郵便 令和7年5月30日(金)～6月19日(木)消印有効
2	受講・受験料の請求書発送日	令和7年7月17日(木)
3	受講・受験料の支払期日 申込キャンセル受付期日	令和7年8月7日(木)
4	ウェブ受講・受験票及びテキストの送付	令和7年8月中旬～下旬
5	講習会(開催期間)	令和7年9月2日(火)～25日(木)
6	資格試験(高速道路診断士) 資格試験(高速道路点検士) 資格試験(高速道路点検士補)	土木 令和7年10月26日(日)、27日(月) 施設 令和7年10月26日(日)
7	合格証及び資格試験結果の通知 合格者のウェブサイト掲載	令和8年1月27日(火)
8	資格登録の受付期間	令和8年1月28日(水)～2月10日(火)
9	資格登録料の支払期日	令和8年2月24日(火)
10	資格者証の発送	令和8年3月23日(月)

目 次

1. 高速道路点検診断資格制度の概要.....	1
2. 資格試験.....	5
3. 資格登録.....	31
4. その他.....	33
5. 高速道路点検診断資格に関する問合せ・お知らせ	34
【別添資料】 申込様式記入上の注意事項	35

1. 高速道路点検診断資格制度の概要

1－1. 目的

我が国の高速道路は、昭和38年に名神高速道路(栗東～尼崎)が初めて開通して以降、順次整備が進められ、現在では、国民生活に欠かせない道路となっています。

一方、これらの路線のうち、供用後30年以上経過する区間が年々増加し、橋梁・土工構造物・トンネル構造物などの老朽化が顕在化し、従来にも増して高速道路の点検診断の品質を確保することがより一層求められています。

このような状況から、高速道路における点検診断技術者の育成と技術力の向上を目指した講習会及び資格試験を実施するとともに、資格者の技術的能力の公的な認知度を高め、その水準を確保し、高速道路の安全性向上を図り、社会基盤の整備に寄与することを目的とします。

また、資格者として、その高度な技術力と判断力に基づいた活動によって、社会的信頼を得て、多くの分野で重用され、活躍の場が広がることも期待されます。

1－2. 資格の称号

高速道路点検診断資格の称号は、技術者の内容と能力及び対象構造物により下表のとおりとなります。

資格の称号を得るためには、該当する全ての講習と試験(以下、「資格試験」という。)を受け、合格した上で、**資格登録が必要**となります。

資格の称号	内容 及び 能力
高速道路点検診断士(土木)	道路構造物及びその点検についての高度な知識と技術を持ち、点検に関して指導的立場となる者としての能力(点検計画の立案、報告書の作成、健全性の総合的な診断等)を有する技術者
高速道路点検士(土木)	道路構造物及びその点検についての全般的な知識と技術を持ち、点検に関して中心的立場となる者としての能力(点検の実施、個別変状の判定、健全度評価、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検士補(土木)	道路構造物及びその点検についての基礎的な知識と技術(点検の実施及び個別変状判定の補助、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検診断士(施設)	道路施設構造物、施設構造点検及び施設全般についての高度な知識と技術を持ち、その点検に関して指導的立場となる者としての能力(施設点検計画の立案、報告書等作成、健全性の総合的な診断、施設設備全体の総合評価等)を有する技術者
高速道路点検士(施設)	道路施設構造物及び施設構造点検についての全般的な知識と技術を持ち、その点検に関して中心的立場となる者としての能力(施設構造点検の実施、個別変状の判定、点検記録の登録等)を有する技術者
高速道路点検士補(施設)	道路施設構造物及び施設構造点検についての基礎的な知識と技術(施設構造点検の実施及び個別変状判定の補助、点検記録の登録等)を有する技術者

土木道路構造物の種類：トンネル、橋、その他道路を構成する構造物と道路の附属物のうち、土木附属物

道路施設構造物の種類：道路の附属物のうち、施設附属物(道路照明など)

【参考】

本資格制度における『高速道路点検診断士(土木)』、『高速道路点検士(土木)』は平成30年2月27日付けで『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日国土交通省告示第1107号)』に基づき橋梁(鋼橋)、橋梁(コンクリート橋)、トンネルが登録され、(令和5年2月13日付け更新登録)、また新たに令和6年2月15日付けで下表のとおり『高速道路点検診断士(土木)、(施設)』、『高速道路点検士(土木)、(施設)』において新規登録されました。

本制度の資格名称	国土交通省登録資格対象区分			
	施設分野	業務	知識・技術を求める者	登録番号
高速道路点検診断士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	品確技資第 217 号
		診断	担当技術者	品確技資第 219 号
	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	品確技資第 221 号
		診断	担当技術者	品確技資第 224 号
	トンネル	点検	担当技術者	品確技資第 227 号
		診断	担当技術者	品確技資第 228 号
	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	品確技資第 370 号
		診断	担当技術者	品確技資第 371 号
	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート)	点検	担当技術者	品確技資第 373 号
		診断	担当技術者	品確技資第 374 号
	舗装	点検	担当技術者	品確技資第 376 号
		診断	担当技術者	品確技資第 377 号
	小規模附属物	点検	担当技術者	品確技資第 379 号
		診断	担当技術者	品確技資第 382 号
高速道路点検士(土木)	橋梁(鋼橋)	点検	担当技術者	品確技資第 216 号
	橋梁(コンクリート橋)	点検	担当技術者	品確技資第 220 号
	トンネル	点検	担当技術者	品確技資第 226 号
	道路土工構造物(土工)	点検	担当技術者	品確技資第 369 号
	道路土工構造物(シェッド・大型カルバート)	点検	担当技術者	品確技資第 372 号
	舗装	点検	担当技術者	品確技資第 375 号
	小規模附属物	点検	担当技術者	品確技資第 378 号

本制度の資格名称	国土交通省登録資格対象区分			
	施設分野	業務	知識・技術を求める者	登録番号
高速道路点検診断士(施設)	小規模附属物	点検	担当技術者	品確技資第 381 号
		診断	担当技術者	品確技資第 383 号
高速道路点検士(施設)	小規模附属物	点検	担当技術者	品確技資第 380 号

1－3. 資格登録

資格試験に合格した者は当該年度及びその翌年度から3年間を受付期間(年1回受付)として、資格登録の申込をすることができます。この受付期間を過ぎた場合には、資格登録の申込はできなくなります。

1－4. 資格の更新

資格を更新するには、資格の有効期限の年度又はその前年度に、公益財団法人 高速道路調査会(以下、「当法人」という。)が行う更新講習及びeラーニング(以下、「更新講習」という。)を修了し、資格の有効期限内(年1回受付)に資格登録をしなければなりません。

※詳しくは、別冊「令和7年度高速道路点検診断資格 受講案内書【更新講習申込案内】」をご確認ください。

1－5. 資格の停止

資格更新を行わず、有効期限が過ぎた時から再登録するまでの間は、資格は停止されます。

1－6. 再登録・抹消

資格の停止した者が、資格の有効期限を過ぎて3年以内に更新講習を修了したときは、更新講習を修了した年度(年1回受付)に限り、再登録をすることができます。

また、資格の有効期限から3年を経過し、再登録しない場合には資格を抹消されます。

1－7. 資格の有効期限

①資格試験に合格し、資格登録(新規)をする場合の有効期限は、試験を実施した年度の翌年度から5年目の年度末までとなります。

②更新講習を修了し、資格登録(更新)する場合の有効期限は、更新前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末となります。

③再登録を行い、資格登録する場合の有効期限は、資格停止前の有効期間の最終年度の翌年度から5年目の年度末となります。

1－8．資格の剥奪

高速道路点検診断士、高速道路点検士、高速道路点検士補が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格の剥奪となる場合があります。

(1) 下記のいずれかに該当するに至った場合

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ③ 公務員で、懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ④ 国土交通大臣の定める「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」第4条第1項の2号および3号に該当する者

(2) 虚偽又は不正の事実に基づいて、登録、更新又は再登録を受けた場合

(3) 点検診断業務において重大な過失を犯した場合

(4) 点検診断業務において不正又は著しく不当な行為を行った場合

(5) その他、点検診断業務を行うにあたり、前各号に類するような信用・品位を著しく傷つける行為を行った場合

1－9．資格者証の交付

資格登録をした方へは、登録の有効期限を明示した資格者証を交付します。

2. 資格試験

2-1. 資格試験の要件

受験する資格により、下表に示す実務及び点検の両方の経験年数を満たしていることが必要となります。

また、申込時点で下表に該当するいずれかの公的資格等を保有する者は、資格者証等の写しを添付し申込むことで経験年数を括弧内の年数に短縮することができます。

受験する資格	経験年数		公的資格等
	実務 ※1	点検 ※2	
高速道路点検診断士(土木)	8年 (5年)	5年 (3年)	技術士(総監、建設、農業、森林、応用理学)、RCCM※3、土木学会(1級土木技術者以上)※4、国に登録された技術者資格※5
高速道路点検士(土木)	5年 (3年)	3年 (1年)	点検診断士に記載された公的資格等、1級土木施工管理技士
高速道路点検士補(土木)	1年 (0年)	—	点検診断士又は点検士に記載された公的資格等、2級土木施工管理技士、土木学会(2級土木技術者)
高速道路点検診断士(施設)	8年 (5年)	5年 (3年)	技術士(総監、建設、応用理学、電気電子、機械、上下水道、衛生工学、情報工学)、RCCM※3、土木学会(1級土木技術者以上)※4、1級建築士、国に登録された技術者資格※5
高速道路点検士(施設)	5年 (3年)	3年 (1年)	点検診断士に記載された公的資格等、1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士、1級電気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、1級電気通信工事施工管理技士、2級建築士
高速道路点検士補(施設)	1年 (0年)	—	点検診断士又は点検士に記載された公的資格等、2級土木施工管理技士、2級建築施工管理技士、2級電気工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、2級電気通信工事施工管理技士、土木学会(2級土木技術者)

※1 土木：土木技術者として高速道路等(※6)における実務経験年数

施設：施設技術者として高速道路等(※6)における実務経験年数

※2 土木：高速道路等(※6)での道路点検をいい、日常、基本、詳細点検など(※7)が対象

施設：高速道路等(※6)での施設構造点検(※10)が対象

(注)※2について道路管理者等(※8)の場合は、所属する会社等(※9)が認めた高速道路等における維持管理業務の経験年数

- ※3 何れの部門でも可
- ※4 何れの部門でも可
- ※5 下表の「国に登録された技術者資格」を参照
- ※6 高速道路等とは、下記Ⅰ～Ⅲの何れかに該当する道路(以下、『高速道路』と総称する)
- Ⅰ. 高速自動車国道法第四条第一項に規定する高速自動車国道
- Ⅱ. 道路法第四十八条の二に規定する自動車専用道路
- Ⅲ. 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)(旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団、旧本州四国連絡橋公団も含む)(以下、『高速道路会社』と総称する)が管理する道路
- ※7 日常、基本、詳細点検などとは、「保全点検要領 構造物編 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)」に示す各点検種別に準じる点検
- ※8 道路管理者等とは、高速道路等の維持管理を行う行政組織、公社、高速道路会社等
- ※9 所属する会社等とは、現在所属する会社、団体等及び、過去に在籍していた会社、団体等
- ※10 施設構造点検とは、「施設保全管理要領 東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)」に示す施設構造点検に準じる点検

国に登録された技術者資格

番号	資格の名称	資格付与事業者
1	橋梁 AM 点検士(道路部門)	公益財団法人 青森県建設技術センター
2	上級土木技術者(橋梁)コースB	公益社団法人 土木学会
3	上級土木技術者(トンネル・地下)コースB	公益社団法人 土木学会
4	1級土木技術者(橋梁)コースB	公益社団法人 土木学会
5	1級土木技術者(トンネル・地下)コースB	公益社団法人 土木学会
6	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	公益社団法人 土木学会
7	上級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	公益社団法人 土木学会
8	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースA	公益社団法人 土木学会
9	1級土木技術者(鋼・コンクリート)コースB	公益社団法人 土木学会
10	上級土木技術者(地盤・基礎)コースA	公益社団法人 土木学会
11	上級土木技術者(地盤・基礎)コースB	公益社団法人 土木学会
12	1級土木技術者(地盤・基礎)コースA	公益社団法人 土木学会
13	1級土木技術者(地盤・基礎)コースB	公益社団法人 土木学会
14	上級土木技術者(メンテナンス)コース A	公益社団法人 土木学会
15	1級土木技術者(メンテナンス)コース A	公益社団法人 土木学会
16	コンクリート診断士	公益社団法人 日本コンクリート工学会
17	コンクリート構造診断士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会
18	プレストレストコンクリート技士	公益社団法人 プレストレストコンクリート工学会
19	道路橋点検士	一般財団法人 橋梁調査会
20	道路橋点検士補	一般財団法人 橋梁調査会
21	都市道路点検診断士	一般財団法人 首都高速道路技術センター
22	主任点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
23	点検診断士	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
24	RCCM(鋼構造及びコンクリート)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

番号	資格の名称	資格付与事業者
25	RCCM(トンネル)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
26	RCCM(機械)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
27	RCCM(道路)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
28	RCCM(地質)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
29	RCCM(土質及び基礎)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
30	RCCM(施工計画、施工設備及び積算)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
31	一級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会
32	二級構造物診断士	一般社団法人 日本構造物診断技術協会
33	土木鋼構造診断士	一般社団法人 日本鋼構造協会
34	土木鋼構造診断士補	一般社団法人 日本鋼構造協会
35	インフラ調査士 橋梁(鋼橋)	一般社団法人 日本非破壊検査工業会
36	インフラ調査士 トンネル	一般社団法人 日本非破壊検査工業会
37	インフラ調査士 橋梁(コンクリート橋)	一般社団法人 日本非破壊検査工業会
38	インフラ調査士 付帯施設	一般社団法人 日本非破壊検査工業会
39	建造物保全技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会
40	建造物保全技術者(トンネル)	一般社団法人 国際建造物保全技術協会
41	建造物保全上級技術者	一般社団法人 国際建造物保全技術協会
42	建造物保全上級技術者(トンネル)	一般社団法人 国際建造物保全技術協会
43	構造物の補修・補強技士	一般社団法人 リペア会
44	舗装診断士	一般社団法人 日本道路建設業協会
45	のり面施工管理技術者資格	一般社団法人 全国特定法面保護協会
46	道路標識点検診断士	一般社団法人 全国道路標識・標示業協会
47	グラウンドアンカー施工士	一般社団法人 日本アンカー協会
48	木橋・総合診断士	一般社団法人 木橋技術協会
49	土木設計技士	職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会
50	橋梁点検士	国立大学法人 東海国立大学機構
51	橋梁診断士	国立大学法人 東海国立大学機構
52	社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 東海国立大学機構
53	特定道守コース	国立大学法人 長崎大学
54	特定道守(鋼構造)コース	国立大学法人 長崎大学
55	特定道守(コンクリート構造)コース	国立大学法人 長崎大学
56	道守コース	国立大学法人 長崎大学
57	道守補コース	国立大学法人 長崎大学
58	特定道守(トンネル)	国立大学法人 長崎大学
59	道守(トンネル)	国立大学法人 長崎大学
60	四国社会基盤メンテナンスエキスパート	国立大学法人 愛媛大学
61	社会基盤メンテナンスエキスパート山口	国立大学法人 山口大学
62	ブリッジインスペクター	琉球大学工学部附属地域創生研究センター
63	橋梁点検技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構
64	橋梁診断技術者	独立行政法人 国立高等専門学校機構
65	ふくしまME(基礎)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会

番号	資格の名称	資格付与事業者
66	ふくしまME(保全)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会
67	ふくしまME(防災)	ふくしまインフラメンテナンス技術者育成協議会審査委員会

2-2. 受験する資格、保有資格及び対象者

受験する資格、保有資格及び対象者は下表のとおりです。

・高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除

令和6年度の高速道路点検士資格試験において、択一式試験と実技試験ともに合格し記述式試験のみが不合格だった場合、令和7年度に限り申込時に免除申請をすれば、記述式試験の「必須」「選択」の不合格科目のみを受験することができます。

【土木】

受験する資格	保有資格	対象者
高速道路点検診断士(土木)	点検士	「高速道路点検士(土木)」資格保有者
	点検士補 (試験免除者)	「高速道路点検士補(土木)」資格を保有し、 高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除者
	点検士補	「高速道路点検士補(土木)」資格保有者
	無	資格を有さない者
高速道路点検士(土木)	点検士補 (試験免除者)	「高速道路点検士補(土木)」資格を保有し、 高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除者
	点検士補	「高速道路点検士補(土木)」資格保有者
	無	資格を有さない者
高速道路点検士補(土木)	無	資格を有さない者

【施設】

受験する資格	保有資格	対象者
高速道路点検診断士(施設)	点検士	「高速道路点検士(施設)」資格保有者
	点検士補	「高速道路点検士補(施設)」資格保有者
	点検士補 (試験免除者)	「高速道路点検士補(施設)」資格を保有し、 高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除者
	無	資格を有さない者
高速道路点検士(施設)	点検士補 (試験免除者)	「高速道路点検士補(施設)」資格を保有し、 高速道路点検士資格試験の合格科目の試験免除者
	点検士補	「高速道路点検士補(施設)」資格保有者
	無	資格を有さない者
高速道路点検士補(施設)	無	資格を有さない者

2-3. 資格試験の開催日と会場

資格試験は、講習と試験に分けて実施します。受験する資格に必要な全ての講習の受講及び試験の受験が必要となります。

(1) 講習会開催期間

講習会は、ウェブ講習(ビデオ・オン・デマンド方式)での講義視聴となり、受講の際は、申込時に提出された証明写真との本人確認、受講状況の確認を実施します。

講習会の開催期間は、令和7年9月2日(火)～25日(木)となります。

なお、講習会受講に関する詳細は、8月上旬に当法人ウェブサイト公表される情報をご確認ください。

(2) 試験開催日

受験する資格	保有資格	開催日	開催地
高速道路点検診断士 (土木)	点検士	令和7年10月26日(日)	札幌 仙台 東京 名古屋 大阪 広島 福岡
	点検士補 (試験免除者)		
	点検士補	令和7年10月26日(日) 土木実技試験	東京 名古屋 大阪
	無	令和7年10月27日(月)	
高速道路点検士 (土木)	点検士補 (試験免除者)	令和7年10月26日(日)	札幌 仙台 東京 名古屋 大阪 広島 福岡
	点検士補	令和7年10月26日(日) 土木実技試験	東京 名古屋 大阪
	無	令和7年10月27日(月)	
高速道路点検士補 (土木)	無	令和7年10月26日(日)	札幌 仙台 東京 名古屋 大阪 広島 福岡

受験する資格	保有資格	開催日	開催地
高速道路点検診断士 (施設)	点検士	令和 7 年 10 月 26 日(日)	札幌 仙台 東京 名古屋 大阪 広島 福岡
	点検士補 (試験免除者)		
	点検士補		
	無		
高速道路点検士 (施設)	点検士補 (試験免除者)		
	点検士補		
	無		
高速道路点検士補 (施設)	無		

(3) 試験会場

開催地		試験会場	土木実技試験会場 ※11
土木	札幌	ホテルライフオー・札幌	—
	仙台	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口	—
	東京	TKP新橋カンファレンスセンター	東京都調布市内
	名古屋	TKP 名鉄名古屋駅前カンファレンスセンター	愛知県尾張旭市内
	大阪	TKP ガーデンシティ大阪梅田	大阪府茨木市内
	広島	TKPガーデンシティPREMIUM広島駅北口	—
	福岡	TKPガーデンシティ博多新幹線口	—

※11 土木実技試験会場の詳細については、試験初日にお知らせします。

開催地		試験会場
施設	札幌	ホテルライフオー・札幌
	仙台	TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口
	東京	TKP新橋カンファレンスセンター
	名古屋	TKP 名鉄名古屋駅前カンファレンスセンター
	大阪	TKP ガーデンシティ大阪梅田
	広島	TKPガーデンシティPREMIUM広島駅北口
	福岡	TKPガーデンシティ博多新幹線口

2-4. 資格試験の申込手続き

2-4-1. ウェブ申込み

【注意】申込には受講・受験者個別のメールアドレスが必要となりますので準備願います。

【注意】令和2年1月22日の規約改定に伴い、令和3年度より資格試験合格者のうち、資格登録されていない方は、保有資格は「無」として扱うことになりました。本案内書「1-3. 資格登録」に該当する場合は、今年度の資格登録を行うことで次年度以降、資格試験に合格した資格を保有資格とすることが出来ます。

- ① インターネットで当法人ウェブサイト(<https://www.express-highway.or.jp>)にアクセスする。
- ② トップページ「高速道路点検診断資格」⇒「資格試験」⇒「ウェブ申込」バナーボタンを選択して『受験申込システム』により申込手続きを開始します。

★申込種別は下表のとおり、取扱が異なるので注意願います。

申込種別	内 容
団体申込	申込担当者が、複数人の申込をまとめて実施する方法。受講・受験申込から資格登録までに係る一切の手続・支払について申込担当者が実施（郵便物は申込担当者宛に送付します）。 複数の送付先を希望される場合は、送付先別に団体申込してください。
個人申込	個人が、申込をする方法。受講・受験申込から資格登録までに係る一切の手続・支払について個人が実施（郵便物は個人宛に送付します）。

★保有資格は、ウェブ申込時に入力された登録番号を基にシステムで判定します。
登録番号を入力する際は適正な番号を入力してください。

- ③ 『受験申込システム入力フロー』を参考に受講・受験者の情報を登録してください。
- ④ 同一年度で受講・受験できる資格試験は土木・施設の中から一つだけになります。

2-4-2. 申込に必要な書類の確認

申込に必要な書類①～③をウェブ申込時にアップロードし、そのうち「①経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)」(以下、経歴書という。)は、会社代表者印を押して郵送してください。

また「③公的資格等を証明する書類」は、本案内書「2-1. 資格試験の要件」に定める経験年数を公的資格等で短縮する場合のみ提出が必要になります。

- ①経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)
- ②証明写真(データ)
- ③公的資格等を証明する書類

2-4-3. 申込書類の作成及び留意事項

- ① 必要となる申込書類の経歴書は、当法人ウェブサイトからダウンロードできます。
- ② 申込書類を記入するにあたり、以下の留意事項及び本案内書の『【別添資料】申込様式記入上の注意事項』を確認の上、必要事項を記入し作成してください。
- ③ ウェブ申込時に必要となる経歴書・証明写真・公的資格等を証明する書類は、当法人ウェブサイトに掲載の「受験申込システム入力フロー【資格試験】」を確認の上、アップロードしてください。

申込書類名	部数	留意事項
経歴証明及び専門分野申告書 (様式-1)	個人毎に1部	● 登録番号の欄には、資格登録者は登録番号を記入してください。その他の方は記入不要です。登録番号等を入力する際は、誤って合格番号等を記入しないようご注意ください。 ● 高速道路点検診断士(土木)の受験者は、専門分野(橋梁、トンネル構造物、土工構造物のうち1つ)を必ず選択してください。専門Ⅱ(記述式)試験において、ここで選択した専門分野の試験問題を解答する必要があります。 ● 経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)に貼付ける写真については、別に提出する証明写真と同じデータを使用してください。経歴書及び専門分野申告書に貼付けた写真とデータが異なる場合、受講・受験できない場合があります。 ● 経験年数(従事期間)として算入できる基準日は、申告書提出日までは認めますが、1か月に満たない端数は切捨てて算出します。 ● 個人申込の場合における実務経歴は、現在所属している団体の経歴証明印が必要です。無所属で所属会社等の経歴証明が困難な者は、経歴を判断できる資料(例:現場代理人届の写し、コリンズの技術者実績確認書等の経歴証明ができるもの)を添えて提出してください。 ● 経歴証明書の会社代表者の社印・公印は郵送する資料には必要ですがウェブ申込に使用するデータには不要です。 ● 業務内容は契約件名を記載するのではなく、本案内書「2-1. 資格試験の要件」記載の経験年数として認められる業務の内容が分るように記載してください。 ● 主たる業務が点検以外の場合は、点検に従事した内容及び従事した期間を抽出し記載してください。なお、主たる業務の従事期間のうち、半数以上の期間を点検の経験年数(従事期間)として記載した場合は記載内容に適正を欠くため、点検の経験年数(従事期間)として認めません。(例:主たる業務が施工管理で通年従事の場合、点検の経験年数(従事期間)を6ヶ月以上で申込した場合は、点検の経験年数(従事期間)は無いものとして扱います)。
証明写真 (データ)	個人毎に1部	● 証明写真は、外務省パスポート申請用写真の規格(https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html)に記載されている「旅券用提出写真についてのお知らせ(PDF)」に準じた写真の作成・提出をお願いします。 ● 証明写真は1MB以下のJPGファイル(解像度100~350dpi推奨、解像度350dpiの場合:縦620px×横482px)としてください。なお、縦横比率の変更は不可とします。証明写真と本人とで相違がある場合は、受講・受験できない場合があります。 ● 提出された証明写真は資格者証にも使用します。 ● 証明写真は、別に提出する経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)に貼付る写真と同じデータを使用してください。

申込書類名	部数	留意事項
公的資格等を証明する書類	(必要に応じて) 個人毎に1部	● 受講・受験要件の経験年数を短縮する場合のみ提出が必要です。本案内書「2-1. 資格試験の要件」に記載された公的資格等を保有している事を証明するもの(例:資格者証等の写し)を添付してください。

- ・申込書類の不備、記載内容等に虚偽がある場合は、受講・受験はできません。
- ・申込書類に記載の経歴について疑義がある場合は、当法人より問合せする場合があります。その結果、経歴に誤りがあり、受講・受験要件に満たない場合は、受講・受験できない場合があります。
- ・ウェブ申込の内容と郵送された申告書の内容に相違があった場合は、申込者に確認せずウェブ申込の内容を採用します。
- ・合格証書を交付した後に、記載等の虚偽が発覚した場合は、合格が無効となる場合があります。
- ・資格者証を交付した後に、記載等の虚偽が発覚した場合は、資格の剥奪となる場合があります。
- ・提出した申込書類は返却いたしません。

2-4-4. 再受験申込み

次に該当する受験者で、過年度に同一資格又は上位資格の試験申込した受験者が不合格等により再受験する際は、受講・受験要件審査を実施済みのため一部書類の提出を省略することができます。

- ・平成 28 年度以降の資格試験で受講・受験番号を付与された者のうち、今年度、同一資格又は保有していない下位資格を受験する者
- ・過年度の同一資格又は上位資格の受講・受験番号を正確に把握している者

- ① 過年度の同一資格又は上位資格受験時の受講・受験番号を申込システムへ入力することで、『経歴証明及び専門分野申告書(様式-1)』、『公的資格等を証明する書類』の提出を省略することができます。

なお、再受験申込での受験者は、ウェブ申込時に入力された受講・受験番号を基にシステムで判定します。受講・受験番号を入力する際は適正な番号を入力してください。

- ② 入力する受講・受験番号は平成 28 年度以降であれば直近のものでなくてもかまいません。
- ③ 過年度の受講・受験番号が不明な方は申込書類の省略はできません。
その場合は、2-4-3.申込書類の作成及び留意事項を確認し、申請ください。
- ④ 再受験申込の対象でない方が、書類の一部を省略した場合、申込みが無効になります。

2-5. 受講・受験料

【土木】

受験する資格	保有資格	受講・受験料 (税込)	備考
高速道路点検診断士(土木)	点検士	38,500円	・テキスト代、講習費用、試験費用、消費税及び地方消費税を含む ・賛助会員割引対象外
	点検士補	70,400円	
	無	75,900円	
高速道路点検士(土木)	点検士補	68,200円	
	無	73,700円	
高速道路点検士補(土木)	無	23,100円	

【施設】

受験する資格	保有資格	受講・受験料 (税込)	備考
高速道路点検診断士(施設)	点検士	35,200円	・テキスト代、講習費用、試験費用、消費税及び地方消費税を含む ・賛助会員割引対象外
	点検士補	64,900円	
	無	70,400円	
高速道路点検士(施設)	点検士補	62,700円	
	無	68,200円	
高速道路点検士補(施設)	無	25,300円	

2-6. 受講・受験料の請求と払戻し

2-6-1. 請求書の送付(団体申込の場合)

受講・受験要件を満たしている方の受講・受験料の請求書を申込担当者宛に送付します。請求書発送日から一週間経過しても請求書が届かない場合は、当法人までお問合せください。

なお、申込後に異動等により申込時の団体から個人への切替を希望する方は当法人までお問合せください。この手続きを行わず、申込時の団体から受講・受験料の支払がない場合は、受講・受験ができません。

2-6-2. 請求書の送付(個人申込の場合)

受講・受験要件を満たしている方の受講・受験料の請求書を個人宛に送付します。請求書発送日から一週間経過しても請求書が届かない場合は、当法人までお問合せください。

なお、申込後に異動等により個人から別途申込済みの団体への切替を希望する方は、当法人までお問合せください。ただし、受講・受験料の請求書発行(令和7年7月17日(木))以後の切替はお受けできません。

この手続きを行わず、個人からの受講・受験料の支払がない場合は、受講・受験ができません(新規の団体への切替はできません)。

2-6-3. 支払上の留意点

受講・受験料は、支払期日までに支払ください。

- ・請求書発送日は令和7年7月17日(木)を予定しています。
- ・請求書記載の指定口座に振込をお願いします(振込手数料は振込人負担とします)。
- ・当法人窓口での現金による支払や現金書留等での支払は不可とします。
- ・領収書は発行いたしません。
- ・支払期日は令和7年8月7日(木)になります。
- ・支払期日までに入金の確認が取れない場合は、受講・受験ができません。

2-6-4. 受講・受験のキャンセル及び払戻し

都合により受講・受験をキャンセルする場合は、申込キャンセル受付期日までにメールにて連絡してください。受講・受験料を、振込済みの場合、振込手数料を差引いて払戻します。

ただし、申込キャンセル受付期日以降は、次項の場合を除き、理由の如何に関わらず払戻しません。講習会受講後に試験の受験をキャンセルされる場合も、受講・受験料を払戻しません。

2-6-5. 災害等により試験会場の使用ができない場合の措置

地震、台風、水害などやむを得ない事情により、一部地域において試験会場の使用ができず、実施できない場合又は実施が困難と当法人が判断した場合は、開催中止する場合があります。この場合、当該年度における再度の資格試験は実施いたしません。なお、開催を中止した場合は、受講・受験料からテキスト代等の中止までにかかった費用を除外して、払戻します(振込手数料は当法人負担とします)。

このような事象が発生した場合、払戻し方法等の詳細については、当法人ウェブサイトでお知らせします。

2-7. ウェブ受講・受験票及び講習会テキストの送付

受講・受験料の支払期日までに入金確認が取れた方へ、ウェブ受講・受験票及び講習会テキストを送付します。

ウェブ受講・受験票は、受講・受験者宛にメールで送付します。**試験当日は、各自印刷して試験会場に必ず持参**してください。

講習会テキストは、団体申込の場合は申込担当者へ一括して送付します。個人申込の場合は、個人宛に送付します。

受験する資格	保有資格	ウェブ 受講・受験票	講習会テキスト	
			土木 基本共通	土木 専門ⅠⅡ ※14
高速道路点検診断士(土木)	点検士	○	○	○
	点検士補	○	○	○
	無	○	○	○
高速道路点検士(土木)	点検士補	○	○	○
	無	○	○	○
高速道路点検士補(土木)	無	○	○	—

※14 土木判定・評価事例写真集の電子媒体を含む

受験する資格	保有資格	ウェブ 受講・受験票	講習会テキスト
			施設
高速道路点検診断士(施設)	点検士	○	○
	点検士補	○	○
	無	○	○
高速道路点検士(施設)	点検士補	○	○
	無	○	○
高速道路点検士補(施設)	無	○	○

2-8. 講習会の内容・試験の科目及び予定時間

2-8-1. 講習会の科目及び予定時間

受験する資格・保有資格により受講する必要のある講習科目が異なります。

講習会開催期間内に受験する資格・保有資格に対応した全ての講習科目に含まれる全講習コマを受講する必要があります。

講習会は、ウェブ講習とし、ビデオ・オン・デマンド方式での講義視聴となります。

講習を受講している際にウェブカメラから映像を取得し、受講状況の確認を行います。

【土木】

・令和7年9月2日(火)～25日(木)

受験する資格		高速道路点検診断士(土木)			高速道路点検士(土木)		高速道路点検士補(土木)
講習科目・予定時間	保有資格	点検士	点検士補	無	点検士補	無	無
基本共通 点検要領改訂概要、技術者倫理、高速道路構造の基本、安全の基本、法令関係、点検の基本	3.5 時間	—	—	○	—	○	○
専門Ⅰ 点検時の着眼点、舗装、附属物、橋梁、トンネル、土工、カルバート	4 時間	—	○	○	○	○	—
専門Ⅱ 健全性の診断 橋梁、トンネル、土工	2 時間	○	○	○	—	—	—

【施設】

・令和7年9月2日(火)～25日(木)

受験する資格		高速道路点検診断士(施設)			高速道路点検士(施設)		高速道路点検士補(施設)
講習科目・予定時間	保有資格	点検士	点検士補	無	点検士補	無	無
基本共通 技術者倫理、高速道路 構造の基本、安全の基 本、法令関係、施設点検 の基本、施設の基礎知 識、工学的基礎知識	3 時間	—	—	○	—	○	○
専門Ⅰ 施設点検時の留意事項	2.5 時間	—	○	○	○	○	—
専門Ⅱ 施設点検のマネジメント	1.5 時間	○	○	○	—	—	—

○カリキュラム(予定)

【土木】

講習科目		講習時間(目安)	
基本共通	点検要領改訂概要	20 分	約 3.5 時間
	技術者倫理	10 分	
	法令関係	10 分	
	高速道路構造の基本	20 分	
	点検の基本(2 コマ)	60 分	
	安全の基本(2 コマ)	60 分	
	高速道路の点検・診断(土木)	30 分	
専門Ⅰ	点検要領改訂概要	20 分	約 4 時間
	舗装	20 分	
	橋梁(4 コマ)	90 分	
	トンネル構造物(2 コマ)	40 分	
	土工構造物、カルバート(2 コマ)	40 分	
	道路附属物「標識、防護柵」	20 分	
	道路附属物「遮音壁」	10 分	
専門Ⅱ	点検要領改訂概要	20 分	約 2 時間
	橋梁	40 分	
	トンネル構造物	30 分	
	土工構造物、カルバート	30 分	

【施設】

講習科目		講習時間(目安)	
基本共通	技術者倫理	10 分	約 3 時間
	法令関係、高速道路構造の基本、施設点検の基本(2 コマ)	50 分	
	安全の基本	30 分	
	工学的基礎知識(2 コマ)	60 分	
	高速道路の点検・診断(施設)	30 分	
専門Ⅰ	施設点検の留意事項(1)(2 コマ)	60 分	約 2.5 時間
	施設点検の留意事項(2)(3 コマ)	90 分	
専門Ⅱ	施設点検のマネジメント(4 コマ)	80 分	約 1.5 時間

2-8-2. 試験の科目及び予定時間

【土木】

・令和7年10月26日(日)・27日(月)

※:試験免除者の免除科目

受験する資格				高速道路点検診断士 (土木)			高速道路 点検士(土木)		高速道路 点検士補 (土木)
日程	保有資格			点検士	点検士補	無	点検士補	無	無
	試験科目・予定時間								
10 / 26 (日)	基本共通(択一式) 技術者倫理 高速道路構造の基本 安全の基本 法令関係 点検の基本	9:00 ~ 18:00 (予定)	90分 (45問)	—	—	○	—	○	○
	専門Ⅰ(択一式) 点検実施時の着眼点		90分 (45問)	—	○ ※	○	○ ※	○	—
	専門Ⅰ (記述式)「必須」 点検実施時の着眼点		60分 (800字× 1問) ※15	—	○ ※	○	○ ※	○	—
	専門Ⅰ (記述式)「選択」 点検実施時の着眼点		60分 (800字× 1問) ※16	—	○ ※	○	○ ※	○	—
	専門Ⅱ(記述式) 健全性の診断		90分 (800字× 1問) ※17	○	○	○	—	—	—
10 / 27 (月)	専門Ⅰ 実技 (現場記述式) 点検技術の確認	9:00 ~ 13:00 (予定)	※18	—	○ ※	○	○ ※	○	—

※15 専門Ⅰ(記述式)「必須」は、「橋梁」2問のうち1問を選択し解答

※16 専門Ⅰ(記述式)「選択」は、「トンネル構造物」又は「土工構造物」から1問を選択して解答

※17 専門Ⅱ(記述式)の1問は、事前に申込した専門分野(橋梁、トンネル構造物、土工構造物)の問題を選択して解答。事前に申込した専門分野の変更は不可

※18 実技試験時間の詳細については、試験初日にお知らせします。

試験開催日以降に「本案内書「2-6-5. 災害等により試験会場の使用ができない場合の措置」」により開催を中止した場合のうち、試験開始前であれば受講・受験料からテキスト代等の中止までにかかった費用を除外して、払戻します。試験開始後基本共通試験まで終了した場合は、高速道路点検士補に該当する可否結果を通知し、高速道路点検士補に該当する受講・受験料相当額を除外して払戻します。専門Ⅰ 択一試験、専門Ⅰ 記述試験、実技試験まで終了した場合は、高速道路点検士に該当する可否結果を通知し、高速道路点検士に該当する受講・受験料相当額を除外して、払戻します(それぞれの振込手数料は当法人負担とします)。

【施設】

・令和7年10月26日(日)

※:試験免除者の免除科目

受験する資格				高速道路点検診断士(施設)			高速道路点検士(施設)		高速道路点検士補(施設)
日程	保有資格			点検士	点検士補	無	点検士補	無	無
10 / 26 (日)	試験科目・予定時間								
	基本共通(択一式) 技術者倫理 高速道路構造の基本 安全の基本 法令関係 施設点検の基本 施設の基礎知識 工学的基礎知識	8:45 ~ 18:10 (予定)	90分 (45問)	—	—	○	—	○	○
	専門Ⅰ(択一式) 施設点検の留意事項		60分 (20問)	—	○ ※	○	○ ※	○	—
	専門Ⅰ 実技 (択一式) 点検技術の確認		60分 (20問)	—	○ ※	○	○ ※	○	—
	専門Ⅰ(記述式) 施設点検の留意事項		90分 (800字× 1問) ※19	—	○	○	○	○	—
	専門Ⅱ(記述式) 施設点検のマネジメント		90分 (800字× 1問)	○	○	○	—	—	—

※19 専門Ⅰ(記述式)は、2問のうち1問を選択して解答

試験開催日以降に本案内書「2-6-5. 災害等により試験会場の使用ができない場合の措置」により開催を中止した場合のうち試験開始前であれば受講・受験料からテキスト代等の中止までにかかった費用を除外して、払戻します。試験開始後基本共通試験まで終了した場合は、高速道路点検士補に該当する可否結果を通知し、高速道路点検士補に該当する受講・受験料相当額を除外して払戻します。専門Ⅰ 択一試験、専門Ⅰ 記述試験、実技試験まで終了した場合は、高速道路点検士に該当する可否結果を通知し、高速道路点検士に該当する受講・受験料相当額を除外して、払戻します(それぞれの振込手数料は当法人負担とします)。

2-9. 講習会に関する注意事項

ウェブ講習システムのご利用方法については、当法人ウェブサイトに掲載の「WEB 講習システム利用マニュアル」をご確認ください。

2-9-1. ウェブ講習会受講前の注意点

(1) ウェブ講習会受講に必要な環境

講習に必要な機材、環境の整備、通信料については受講・受験者の負担とします。

名称	仕様	詳細	備考
パソコン	[対応 OS] Windows10, Windows11, MacOS10.14, MacOS10.15, MacOS11.0, MacOS12.0 MacOS12.5 MacOS 13.0 MacOS 13.51 MacOS 14.0	[対応ブラウザ] Google Chrome, Mozilla FireFox, Apple Safari, Microsoft Edge	Microsoft 社のサポート対象外である Windows8.1 以下、及び、Internet Explorer では動作保証ができません。 タブレット及びスマートフォンは使用不可とします。
ウェブカメラ	HD (1280 × 720) 推奨	画素数 100～200 万程度推奨	画素数が大きい場合、動作保証できません。
インターネット回線	光回線	有線接続 通信速度: 10Mbps 以上 推奨	Wi-Fi 等 の無線接続の場合、アクセス集中時は講習動画再生中に停止※する場合があります。

※視聴途中で中断(通信障害等による異常終了含む)した場合は、最初からの視聴となります。

インターネット回線を提供しているサービスプロバイダとのご契約内容により通信速度が制限され、インターネットにアクセスが集中する時間帯は、拠点によって通信速度が遅くなる場合がありますので、複数同時接続による回線ひっ迫を避けるよう拠点毎の分散受講をお願いします。

(2) ウェブ講習会受講前の接続確認

講習会の開始期間前に接続確認を予定しています。

接続確認方法については、当法人ウェブサイトにて公表される情報をご確認ください。

その案内に基づき指定された期間内に接続確認を行い、接続できない場合又はウェブカメラの動作確認が出来ない場合は、受講・受験者でインターネット回線及びパソコンのセキュリティ担当部署等に問合せのうえ、必要な手続きを行い接続期間内に再度接続を確認してください。

2-9-2. ウェブ講習会受講の注意点

- (1) WEB 講習システムへのログインにはウェブ受講・受験票に記載した受講・受験番号と申込時に記入したメールアドレス宛に送付した URL が必要になります。接続確認までにメールが届かない場合は当法人宛に連絡をお願いします。なお、接続確認に関する案内は当法人ウェブサイトにも8月上旬に掲載予定です。
- (2) 講習を受講している際にウェブカメラから映像を取得します。
- (3) 受講状況を当法人で確認し受講状況の判定(視聴判定)をします。
- (4) 講習コマを受講すると、講習コマ単位で視聴ステータスが「未視聴」から「判定中」に変更されます。「判定中」は、講習を正しく受講していたかを当法人にて判定し、受講したと認められた場合は視聴ステータスが「判定中」から「視聴済」に、受講したと認められない場合は「判定中」から「未視聴」に変更されます。

この判定は原則として、講習コマ受講後1時間程度で判定されますが、正しく受講していないなど状況によっては、「判定中」の状態が継続し、「視聴済」もしくは「未視聴」の判定が翌営業日以降になる場合があります。

このため、講習会の期間終了間際に受講した場合、期間内に判定されないまま終了する可能性があります。

開催期間終了後に「未視聴」の判定が出た場合は、「未視聴」が含まれる講習科目を必要とする資格試験は採点対象となりませんので、早めの受講をお願いします。

なお、判定は、受講する度に行いますので、「判定中」が継続していても、再度正しく受講したと認められた場合は「視聴済」に変更されます。

お急ぎの場合は、再度受講することをお勧めします。

また、講習コマごとの視聴ステータス結果は通知されません。必ず受講・受験者各自で確認してください。

視聴ステータスは、講習科目の講習コマ単位で管理されており、講習科目に含まれるすべての講習コマが「視聴済」になると、講習科目のステータスが「未受講」から「受講済」に変更されます。これにより、複数の講習科目を受講する場合、上位の講習科目を受講することができるようになります。

すべての講習科目が「受講済」になると、翌日、受講終了を受講者メールアドレス宛にメールが送信されます。

- (5) 受講状況が不適切である場合、または悪質な方法での受講など不正行為が確認された場合は、『視聴済判定の取り消し』や『本人および所属会社への警告』の措置をとります。
- (6) 試験合格となった後に、上記(5)の行為が確認された場合は、『資格の剥奪』の措置をとります。
- (7) 講習会受講時は、ウェブカメラが動作していないと視聴判定が出来ないため、受講したとは認められません。受講時のパソコン画面でウェブカメラの動作状況を確認してください。
- (8) ウェブカメラの設置位置は受講者とモニターの中心線上に置いてください。斜め等から撮影した場合、視聴判定が正しく判定されない場合があります。ノートパソコンの場合は内蔵カメラを使用してください。デスクトップ型の場合はモニターの下にカメラを設置することを推奨します。

- (9) 逆光や日差しなどで背景が明るい場合、又は受講している部屋が暗い場合は、視聴判定が正しく行われない場合があります。照明等を使用し受講者本人の顔が明るく映るように調整してください。
- (10) マスク着用の留意点について
講習場所が自宅等の場合は、マスクをせずに受講して頂くと本人確認の精度は向上します。会社等で感染予防のため、マスク着用が必要な場所で受講する場合は、マスクを着用したままでも受講可能です。この場合は以下の点に留意してください。
- ① 顔全体を覆うような飛沫対策はしないでください。
 - ② 大きめのマスクで目にかかるような着用はしないでください。
 - ③ 髪の毛等が目にかからないようにしてください。
- (11) 講習会の受講は受講期間中であれば、受講・受験者の都合の良い時間で24時間視聴することができます。視聴後の視聴判定があるため早めの受講をお勧めします。なお、受講初日の視聴開始時刻は午前 9:00 を予定しています。
- (12) 講習会受講中は携帯電話(スマートフォン、PHS を含む)、パソコン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)、タブレット端末等の通信機器・電子機器(以下、「携帯電話等」という。)の使用を禁止します。
- (13) お手洗い等で講習会受講を中断(視聴中の画面を右上×マークを押下し画面を閉じる)した場合は、最初からの再生となります。講習コマは 30 分程度となっておりますので、中断せず最初から最後まで視聴してください。
- (14) 講習コマの視聴ステータスが「視聴済」となるまでは、一時停止、早送り、巻き戻し、再生速度調整の操作が出来ません。「視聴済」となった後はこれらの制御が可能となりますので、視聴期間中何度でもどこからでも再生することが出来ます。
- (15) 視聴期間終了後、受験する資格に対応する講習科目の講習コマの視聴ステータスが「視聴済」となっていない場合(集合型で実施していた講習会の「欠席」に相当し)「失格」となります。この場合、試験の受験は可能ですが、当該講習コマが含まれる講習科目を必要とする資格試験の全てが採点対象ではなくなります。
- (16) 講義資料は、WEB講習システムからダウンロード可能です。
- (17) システムの過負荷・不具合・メンテナンス、法令の制定改廃、天災地変、停電、通信障害、不正アクセス、ブラウザの仕様変更・不具合・停止等の事由により講習の開催を制限・中止又は中断する場合があります。
講習中止の場合、お支払いいただいた受講・受験料はテキスト代等の中止までにかかった費用を除外して、払戻します(振込手数料は当法人負担とします)。
講習中断の場合、再開については、当法人が定め別途受講・受験者に通知します。
- (18) 法令の制定改廃、天災地変、大規模な停電、通信障害等の事由により、本受講が妨げられた場合、当法人・受講者双方が協議し対応を図るものとします。

2-10. 試験に関する注意事項

2-10-1. 試験会場

- (1) 試験会場構内及び周辺構外には駐車できませんので、自家用車でのご来場はご遠慮ください。
試験会場へは、公共交通機関を利用してください。公共交通機関の利用にあたっては、当日の気象状況、交通混雑や事故など、予想以上に時間のかかる場合があります。事前に情報を得て十分に余裕を持って来場してください。
なお、一部の地域において、天災又は公共機関等の運転停止などにより受講・受験できない場合であっても、当該者に対する再試験は実施しませんのでご了承ください。
- (2) 試験の日程、開始時間、会場は、受験する資格や受講・受験区分によって異なります。ウェブ受講・受験票に記載していますので間違いのないよう、十分注意してください。なお、試験会場に入場できる時間を制限させていただく場合があります。この場合、当法人ウェブサイトにて事前に情報を掲載しますので、ウェブサイトをご確認ください。
- (3) ウェブ受講・受験票に記載された試験会場以外での受験はできません。ウェブ受講・受験票が届いた際に申込した会場と異なる場合は、試験日の1か月前までに当法人まで連絡してください。
- (4) 試験当日、受講・受験票を忘れた方は、必ず会場に設けている受付で仮発行を受けてください。なお、受講・受験番号は当法人ウェブサイトで行う合格発表及び資格登録手続きに必要となりますので、紛失した方は、ウェブ受講・受験票を再印刷又は画面確認をしてください。
- (5) 試験会場内のエレベータホール、廊下、トイレ、待機室等では、私語厳禁とします。試験終了後は係員の指示に従い速やかに試験会場から退場してください。
- (6) 試験室内では携帯電話(スマートフォン、PHSを含む)、パソコン、ウェアラブル端末(スマートウォッチ等)、タブレット端末等の通信機器・電子機器(以下、「携帯電話等」という。)の電源を切りカバン等にしまってください。携帯電話等の使用が確認された場合は「失格」とする場合があります。
- (7) 手洗いのための一時退室を希望する場合は、必ず手を挙げて監督者の指示に従ってください。無断で退出した場合は、「失格」とする場合があります。なお、退出の際、携帯電話等を持ち出すことは禁止します。
- (8) 会場内及びその周辺地域は、原則禁煙です。喫煙はご遠慮ください。
- (9) 試験当日の忘れ物については、試験実施後1ヶ月間保管しますので、期間中に当法人までご連絡ください。
- (10) 試験会場内での飲食は昼食時かつ試験時の自席又は指定された待機室に限り可能とします。また、食事等で発生したごみは各自お持ち帰りください。
- (11) 試験会場では係員の指示に従ってください。安全確保の観点から、指示に従わない場合は「失格」とする場合があります。
- (12) 以下に該当する方の受験はお断りします。
 - ・体温が 37.5℃ 以上の場合
 - ・体調がすぐれない場合

2-10-2. 身障者等の方を対象とした受講・受験に関する手続き

身障者等の方で、受験当日に会場において配慮が必要な方は、受講・受験申込に際して事前に以下のような手続きが必要です。

(1) 申込に際しての前提条件

身障者等の方で、本資格試験を受講・受験しようとする場合は、以下の2つの条件を満たしていることが必要となります。

- ① 高速道路点検診断士、高速道路点検士、高速道路点検士補としての業務を遂行できること
- ② 受講・受験者単独で受講・受験できること

(2) 手続き方法について

申込手続きを行う前に当法人まで連絡いただき、障がい等の内容(病状・程度)等をお聞かせください。

また、当法人より「特別受験申込書」用紙を送付しますので、申込に必要な添付書類を添えて申込受付期間までに当法人宛に書留で返信してください。

提出いただいた書類により、後日、電話やメールにて連絡することがあります。

【注意】

障がい等の症状・程度、あるいは試験会場の設備などによりすべてのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

2-10-3. 資格試験

- (1) 資格試験科目のいずれかにおいて、試験開始時間より30分以上遅刻した場合は、試験室内に入室することはできず「失格」とします。
- (2) 本案内書「2-9-2(15)」において、「失格」となった場合は、試験を受けることは可能ですが、資格試験の採点の対象外とし、「失格」とします。
- (3) 試験科目の一部又は全てにおいて、欠席した場合は、「失格」とします。ただし、当該科目以降の科目について、受験することは可能です。
- (4) 試験開始の30分後から試験終了10分前まで退出を認めます。退出後、再入室は認めません。また、他の受験者の迷惑となるような行為を行った場合は、「失格」とする場合があります。
- (5) 試験問題・解答用紙の持ち帰りはできません。
- (6) 受講・受験票及び座席表への試験問題・解答等の書き写し及びその他の書き込みは一切禁止します。
- (7) 試験問題及び解答用紙の交換は、落丁・印刷不鮮明以外は応じません。
- (8) 試験問題の内容や解答用紙の書き方に関する質問には、一切答えません。
- (9) 不正行為を行った者及び監督者の指示に従わなかった者には退室を命じ、「失格」とします。また、不審な行動をみかけた場合、持ち物等の検査をさせていただく場合があります。
- (10) 試験終了の合図後も解答を続けていると不正行為となり、「失格」とします。
- (11) 感染症への対応について
 - ① マスクを着用している場合、本人確認のための写真照合時等、監督者の指示があったときは一旦取り外して頂く場合があります。

- ② 発熱、咳などの症状がみられる受験者は、別室への移動指示又は、受験の中止・帰宅の要請をする場合があります。

なお、移動の指示に従わない場合は「失格」とする場合があります。

また、試験会場で発熱、咳などの自覚症状が生じた場合は必ずその旨を監督者等へ申し出てください。

2-10-4. 災害等により資格試験の開催中止の措置

地震、台風、水害などやむを得ない事情により、一部地域において試験会場の使用ができず、試験が実施できない場合又は実施が困難と当法人が判断した場合は、開催中止する場合があります。この場合、当該年度における再度の資格試験は実施いたしません。

このような事象が発生又は発生する恐れがある場合は、当法人ウェブサイトにて、情報提供を行いますのでご確認ください。

2-10-5. 災害等により資格試験の開始時刻遅延の措置

前項によらず、資格試験の試験会場の使用が可能で、地震、台風、水害などやむを得ない事情等により、会場付近の大規模交通障害が発生した場合などは、試験の開始時刻を最大60分遅延させる場合があります。

このような事象が発生又は発生する恐れがある場合は、当法人ウェブサイトにて、情報提供を行いますのでご確認ください。

2-10-6. その他

申込完了後の試験会場の変更は、受講・受験料の請求書発行(令和7年7月17日(木))以降はお受けできません。

2-11. 資格試験の合否結果通知及び合格証書

2-11-1. 資格試験の合否結果通知及び合格証書

各資格で指定された講習会を全て受講し、試験において一定レベルに達したと認められた方は、受講・受験者宛に試験科目別の合否結果と合格証書をメールで通知します(不合格者は試験科目別の合否結果のみ通知されます)。なお、ウェブ画面表示期間は、当該年度末までになります。また、別途、申込者宛に合否結果をメールで通知します。

資格試験結果の通知予定日から1週間経過してもこれらのメールが届かない場合は、当法人へお問合せください。なお、試験内容及び試験結果の内容に関する問合せには、一切お答えできません。

2-11-2. 資格試験合否の判定基準

① 合格判定基準

受講・受験する資格	保有資格	判定基準	合格資格
高速道路点検診断士	点検士	・専門Ⅱの記述試験において、一定のレベルに達した者	高速道路点検診断士
	点検士補	・専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰ及び専門Ⅱの記述試験、実技試験全てにおいて、一定のレベルに達した者	高速道路点検診断士
		・専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験全てにおいて一定のレベルに達し、専門Ⅱの記述試験において、一定のレベルに達しない者	高速道路点検士
	無	・基本共通及び専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰ及び専門Ⅱの記述試験、実技試験全てにおいて、一定のレベルに達した者	高速道路点検診断士
		・基本共通及び専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験全てにおいて一定のレベルに達し、専門Ⅱの記述試験において、一定のレベルに達しない者	高速道路点検士
		・基本共通の択一試験において一定のレベルに達し、専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験いずれかにおいて、一定のレベルに達しない者	高速道路点検士補
高速道路点検士	点検士補	・専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験全てにおいて、一定のレベルに達した者	高速道路点検士
	無	・基本共通及び専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験全てにおいて一定のレベルに達した者	高速道路点検士
		・基本共通の択一試験において一定のレベルに達し、専門Ⅰの択一試験、専門Ⅰの記述試験、実技試験いずれかにおいて一定のレベルに達しない者	高速道路点検士補
高速道路点検士補	無	・基本共通の択一試験において一定のレベルに達した者	高速道路点検士補

② 不合格判定基準

判定基準
以下のいずれかに該当する者 ・講習会、試験において「失格」した者 ・資格試験において一定のレベルに達しない者

2-11-3. 合格者のウェブサイトへの掲載

試験の合格者については、受験番号及び合格資格を当法人ウェブサイトに掲載します。

2-11-4. 高速道路点検士資格の合格科目の試験免除

高速道路点検士資格試験において、択一式試験と実技試験ともに合格し記述式試験のみが不合格だった場合、翌年度に限り申込時に免除申請をすれば、記述式試験の「必須」「選択」の不合格科目のみを受験することができます。

(具体例)令和7年度高速道路点検士試験科目の試験結果

(土木)			
専門Ⅰ(択一式)	専門Ⅰ実技(現場記述式)	専門Ⅰ(記述式)「必須」	専門Ⅰ(記述式)「選択」
○	○	○	×
○	○	×	○
○	○	×	×

(施設)		
専門Ⅰ(択一式)	専門Ⅰ実技(択一式)	専門Ⅰ(記述式)
○	○	×

○:合格科目(令和8年度**免除**科目)

×:不合格科目(令和8年度試験科目)

※高速道路点検診断士を受験した場合も点検士試験と同様に専門Ⅰの前年度合格科目の免除が受けられます。

ただし、専門Ⅱの記述式科目は免除対象とはなりません。

3. 資格登録

3-1. 資格登録

3-1-1. 資格登録

資格の称号を得るためには、資格試験に合格し資格登録する必要があります。高速道路点検診断資格試験の合格者は、当該年度及びその翌年度から3年間を資格登録の受付期間(年1回受付)として、資格登録の申込ができます。なお、資格の有効期限については、試験を実施した年度の翌年度から5年目の年度末までとなります。

また、令和2年1月22日の規約改定(令和2年4月1日施行)に伴い、試験合格後3年以内に資格登録を行わないと資格登録ができなくなりました。

3-1-2. 資格登録手続き

(1) 令和7年度資格試験合格者

資格登録申込期間になると申込件数に応じて申込者宛にメールを送信(1申込内に複数の合格者がいた場合であってもメールは1通しか送信されません。)します。

- ①メールに記載された URL から資格登録申込画面を開いてください。
- ②資格登録する方の氏名左側にある「登録」列のチェック欄をクリックし、「レ」マークを表示させてください。登録者が複数いる場合は登録される方すべてのチェック欄に同様の操作を行ってください。
- ③「確認」ボタンを押し、登録内容を確認してください。
- ④間違いが無ければ「確定」ボタンを押してください。登録された内容を記載したメールが送信されます。
- ⑤手続きは完了となります。

複数メールが届いた場合は、全てのメールに対して同様の手続きを行ってください。

後日、請求書を郵送します。請求書が到着後、資格登録の受付期間内に振込を完了させてください(受付期間の後半に手続きを開始すると請求書の郵送、振込等の手続きが完了できないことがありますので、早めの手続きをお願いします)。

(2) 過年度に実施した試験に合格又は更新講習を修了し、資格登録されていない方

上記(1)と手続きが異なります。資格登録の受付期間に当法人へメールにてお問合せください。

後日、請求書を郵送します。請求書が到着後、資格登録の受付期間内に振込を完了させてください(受付期間の後半に手続きを開始すると請求書の郵送、振込等の手続きが完了できないことがありますので、早めの手続きをお願いします)。

3-1-3. 資格登録申込の留意点

同一年度に資格登録できる資格は、土木・施設のどちらか一つしか登録できません。また、現在登録されている資格よりも下位の資格は登録できません。

3-2. 資格登録の事項

資格登録に必要な事項は、氏名、生年月日、登録番号、資格の種別、資格の有効期限です。

3-3. 資格登録料

資格の称号	登録料(税込)	備考
高速道路点検診断士(土木) 高速道路点検診断士(施設)	6,050円	賛助会員割引対象外
高速道路点検士(土木) 高速道路点検士(施設)		
高速道路点検士補(土木) 高速道路点検士補(施設)		

3-4. 資格登録料の請求と払戻し

3-4-1. 請求書の送付

資格登録手続き完了後に請求書を郵送します。

3-4-2. 支払上の留意点

資格登録料は、支払期日までにお支払ください。

- ・請求書記載の指定口座に振込をお願いします(振込手数料は振込人負担とします)。
- ・当法人窓口での現金による支払や現金書留等での支払は不可とします。
- ・領収書は発行いたしません。
- ・複数の請求書の合計額を振込される場合は対象となる請求書番号を記載してください。
- ・支払期日は令和8年2月24日(火)になります。
- ・支払期日までに入金確認が取れない場合は、資格登録の申込はお受けできません。

3-4-3. 資格登録のキャンセル及び払戻し

都合により資格登録をキャンセルする場合は、支払期日までにメールにてキャンセルする旨を連絡してください。資格登録料を振込済みの場合、振込手数料を差引いて払戻します。

ただし、支払期日の翌日以降は、理由の如何に関わらず払戻しません。

3-5. 資格者証の送付

資格登録の受付期間に資格登録の申込をした場合、団体申込の場合は申込担当者宛に、個人申込の場合は個人宛に、資格者証を送付します。

3-6. 資格登録に伴う従来の資格者証の取扱い

資格登録に伴い従来の資格者証は無効となります。新しい資格者証がお手元に届いた後に各自で裁断等行い廃棄願います。

4. その他

4－1. CPDの取扱い

4－1－1. CPDの取扱い

本講習会は、建設系CPD協議会に加盟している団体のCPDプログラム登録は行っておりません。

受講証明書が必要な場合は、以下の必要書類を郵送していただき当法人で出欠状況等を確認したのち、受講証明印を押印したものを後日返送します。

4－1－2. 受講証明書の発行方法

一般社団法人建設コンサルタンツ協会の「CPDガイドライン」を、ご確認のうえ、下記の必要書類を郵送してください。

- ① 受講証明書・参加証明書[20-B/20-C]
 - ・空欄箇所に必要事項(参加実時間、CPD単位等)を全て記入したもの
- ② 返信用封筒
 - ・郵送先を明記のうえ、必要料金分の切手を貼付したもの

4－2. 個人情報の取扱い

4－2－1. 個人情報の利用範囲

講習会・試験の申込に伴い取得した個人情報は、講習会の視聴管理、試験の出欠管理、可否の結果通知、資格者証の交付、講習会・試験の運営に附随する業務のために利用します。

【取得する個人情報】

申込担当者の氏名、会社名、所属、住所、電話番号、E-Mail アドレス
受講・受験者の氏名、生年月日、顔写真、会社名、所属、E-Mail アドレス、経歴

4－2－2. 個人情報の第三者提供

業務の一部を外部委託する場合は、個人情報を適正に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託契約等において、個人情報の管理、秘密保持、再提供の禁止等、個人情報の漏えい等のないように必要な事項を取り決めるとともに、適切な監督を行います。

4－2－3. 個人情報提供の任意性

個人及び団体から収集した個人情報は、受講・受験者の同意を得ているものとして取扱わせていただきます。「個人情報の取扱」に同意いただけない場合は、本資格試験の受講・受験の申込をすることができません。

4－2－4. 個人情報の問合せ先

公益財団法人高速道路調査会 総務企画部個人情報保護係

書面(封書)による場合

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー10階

電子メールによる場合 privacy@express-highway.or.jp

5. 高速道路点検診断資格に関する問合せ・お知らせ

(1) 問合せ先

公益財団法人 高速道路調査会 事業部 共創事業課	
所在地	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー10階
FAX	03-6550-9117
e-mail	maintenance@express-highway.or.jp
ウェブサイト	https://www.express-highway.or.jp

《 申込書類等送付先 》

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-3-17 虎ノ門2丁目タワー10階
公益財団法人 高速道路調査会 事業部 共創事業課
高速道路点検診断資格 係

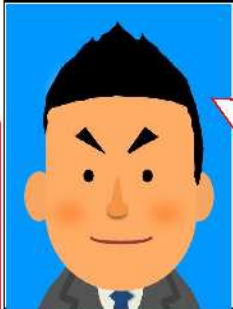
(2) お知らせ

本案内書に記載している内容及び、記載が無くても当法人が必要と判断した情報については、当法人ウェブサイトで、お知らせします。

【別添資料】 申込様式記入上の注意事項

様式-1

令和●年度高速道路点検診断資格 経歴証明及び専門分野申告書

登録番号(8桁)		22987601		以下の優先順序に従い記載してください。 ①高速道路点検診断資格登録者は登録番号を記入 ②上記に該当しない方は未記入	
フリガナ	テンケン タロウ	 令和3年度より、写真のサイズが変更になりました。 ◎外務省パスポート申請用写真の規格 https://www.mofa.go.jp/mofai/toko/passport/ic_photo.htmlに記載されている「旅券用提出写真についてのお知らせ(PDF)」に準じた写真の作成・提出をお願いします。 ◎デジタル写真の場合は、カラーとし、1MB以下のJPGファイル(解像度350dpiの場合:縦620px横482px)としてください。 ◎縦横比率の変更は不可とします。写真と本人との相違がある場合は、受講・受験ができない場合があります。 ◎提出された写真は資格者証にも使用します。			
氏名	点検 太郎				
生年月日(西暦)	1980/10/10				
受験する資格	高速道路点検診断士(土木)				
保有資格	点検士補				
講習会場	WEB講習				
試験会場	東京				
公的資格等	技術士	フルダウより選択(受験する資格を最初に選択してください)。 Web申込データと異なる場合は、Web申込データを優先します。			
専門分野	土工構築物	高速道路点検診断士(土木)受験の方は、専門分野の選択をお願いします。 (注意)専門Ⅱ(記述式)試験で選択(解答)する分野となります。			

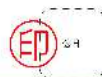
勤務先	実務経験業務内容	点検経験業務内容	道路名	実務経験		点検経験	
				従事期間(西暦)	年数	従事期間(西暦)	年数
〇〇道路株式会社	東北自動車道の保全管理業務に従事	東北自動車道の保全管理業務に従事	東北自動車道	2008/4/1 ~ 2009/3/31	1 年 4 ヶ月	2008/4/1 ~ 2009/3/31	1 年 4 ヶ月
〇〇エンジニアリング株式会社	東名高速道路〇〇～〇〇間の保全管理業務に従事	東名高速道路〇〇～〇〇間の土木構造物の点検業務に従事	東名高速道路	2011/6/1 ~ 2012/5/31	1 年 3 ヶ月	2011/6/1 ~ 2012/5/31	1 年 3 ヶ月
〇〇エンジニアリング株式会社	名神高速道路〇〇～〇〇間の改良工事の施工管理業務に従事	从志台橋・特別点検に従事	名神高速道路	2013/10/1 ~ 2016/7/31	4 年 10 ヶ月	2016/4/1 ~ 2018/7/31	2 年 4 ヶ月
〇〇エンジニアリング株式会社	E道の号RP点検管理業務に従事(自動車専用道路)	相模の点検業務に従事	E道号RP(自動車道)	2019/9/1 ~ 2020/1/31	3 年 5 ヶ月	2019/9/1 ~ 2020/1/31	3 年 5 ヶ月
〇〇エンジニアリング株式会社	〇〇支管内施設保全管理業務において、施設構造点検に従事	〇〇支管内施設保全管理業務において、施設構造点検に従事	東北自動車道	2020/2/1 ~ 2022/12/31	2 年 1 ヶ月	2020/2/1 ~ 2022/12/31	2 年 1 ヶ月
〇〇エンジニアリング株式会社	〇〇支管内留置施設保全管理業務において、施設構造点検に従事	〇〇支管内留置施設保全管理業務において、施設構造点検に従事	常磐自動車道	2023/1/1 ~ 2023/4/30	3 年 4 ヶ月	2023/1/1 ~ 2023/4/30	3 年 4 ヶ月
			該当道路名を記載	古い年から順に記載をお願いします。			
実務経験の業務内容と点検経験の業務内容それぞれ該当するところに記入をお願いします。 なお、実務経験は、高速道路等における実務経験の業務内容がわかるように記載してください。 ex「〇〇自動車道 保全管理業務にて施工管理業務に従事」 また、点検経験は土木/施設で記載する内容が異なります。 (土木の場合)高速道路等での道路点検をいい、日常、定期、特別点検など「保全点検要領 構造物編」に準じる点検内容が確認できる内容で記載してください。 ex「〇〇自動車道 保全管理業務にて、日常点検・定期点検に従事」 (施設の場合)高速道路等での施設保全管理業務に示す施設構造点検に準じる点検内容が確認できる内容で記載してください。 ex「〇〇自動車道 施設保全管理業務において、施設構造点検に従事」				◎従事期間の末日の基準日は、提出日までとします。 ◎従事期間は、西暦で年月日の入力をお願いします。 ◎年数は自動計算のため、必ず日付の入力をお願いします。 (注意事項)期間の重複は認めません。			
計				必要実務経験年数 3 年	11 年 1 ヶ月	必要点検経験年数 3 年	6 年 7 ヶ月

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

会社名 〇〇エンジニアリング株式会社

代表者名 高速 一郎



ここに、記載漏れ、期間の重複、経験年数不足等のエラーメッセージがないことを確認し、印刷をお願いします。
また、印刷後、全ての文字が表示されているか確認してください。